

軽井沢町議会災害時等行動マニュアル

(目的)

第1条 この軽井沢町議会災害時等行動マニュアルは、軽井沢町議会危機対策室設置要綱（令和2年4月10日全員協議会決定）（以下「要綱」という。）第2条に基づき設置される軽井沢町議会危機対策室（以下「対策室」という。）において、議会として行政側と綿密に連携を図るとともに相互の情報交換を行い、迅速に住民の救援に努めることの指針として定めるものとする。

(対策室員の行動)

第2条 要綱第4条第5項に規定する対策室員の行動は、次の各号に掲げた事項とする。ただし、第2号及び第3号並びに第4号においては、要綱第2条第1項第3号に基づき設置された対策室には適用しない。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を対策室に報告し、連絡体制を確立する。
 - (2) 対策室からの指示に基づき、各地域における被災地及び避難場所等での情報収集を行い、対策室へ報告する。
 - (3) 各地域における支援活動に協力する。
 - (4) 各地域において、被災者に対する相談及び助言等を行う。
- 2 感染症等発生時においては、感染症等の拡大防止のため、不要不急の外出は控え、やむを得ず外出する場合は、感染防止対策に努める。

(議会事務局の対応)

第3条 議会事務局は、対策室の事務に従事する。なお、事務局長は、町対策本部の業務に従事し、情報の収集に努め、対策室への情報提供を行う。

(その他)

第4条 第2条第1号から第4号に基づき行動する場合の留意事項は、次の各号に掲げたとおりとする。

- (1) 服装：防災服又は防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ、筆記用具メモ帳等必要な用具等をできる限り携行する。

また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

- (2) 緊急措置：災害等による緊急事態に遭遇した時は、人命救助等適切な措置をとる。

附 則

このマニュアルは、平成24年2月16日から施行する。（全員協議会決定）

経 過

令和2年4月10日 一部改正（全員協議会決定）

令和2年8月27日 一部改正（全員協議会決定）